

知財検定3級 実力確認 問答集 2

知財経営研究社（2015年3月2日）

<p>3A-008 □□□</p>	<p>【特許法／特許発明の技術的範囲】</p> <p>特許発明の技術的範囲は、願書に添付した(①)の記載に基づいて定めなければならない。</p>	<p>①特許請求の範囲 (特70条第1項)</p>
<p>3A-009 □□□</p>	<p>【特許法／特許を受ける権利の共有】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。</p>	<p>適切である。 (特38条)</p>
<p>3A-010 □□□</p>	<p>【商標法／商標権の侵害】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 商標権の侵害があった場合には、商標権者には損害賠償請求権は認められるが、差止請求権は認められない。</p>	<p>不適切である。商標権の侵害があった場合には、商標権者には損害賠償請求権だけでなく、差止請求権も認められる。 (商36条、民709条ほか)</p>
<p>3A-011 □□□</p>	<p>【意匠法／公開・審査】</p> <p>次の記述内容は適切か？ ①意匠法には、公開制度は規定されていない。 ②意匠登録出願をしても、審査請求をしなければ審査されない。</p>	<p>①は適切である。意匠登録出願をした後に登録されれば公開される。 ②は不適切である。意匠登録出願をすれば、出願審査請求をしなくても審査される(意匠に関しては審査請求制度がない)。</p>
<p>3A-012 □□□</p>	<p>【著作権法／著作権の侵害】</p> <p>次の記述内容は適切か？ 著作権の侵害があった場合には、著作権者には損害賠償請求権は認められるが、差止請求権は認められない。</p>	<p>不適切である。著作権の侵害があった場合には、著作権者には損害賠償請求権だけでなく、差止請求権も認められる。 (著112条第1項、民709条ほか)</p>
<p>3A-013 □□□</p>	<p>【独占禁止法／禁止行為】</p> <p>複数の同業者が協定を結び、市場の支配を目的として(①)や販売数量などを制限する行為は独占禁止法が禁止する(②)に該当する。</p>	<p>①価格 ②不当な取引制限 (独3条)</p>
<p>3A-014 □□□</p>	<p>【パリ条約／3大原則】</p> <p>パリ条約の3大原則は、(①)待遇の原則、(②)制度、(③)の原則、である。</p>	<p>①内国民 ②優先権 ③特許独立</p>